

## 教職員の分限処分について

暴行及び千葉県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の罪で起訴された教職員に対し分限処分を行いましたので、お知らせします。

### 1 被処分者 (当事者)

所属	職名	年齢	性別
花見川区 小学校	教諭	29歳	男

### 2 処分内容

休職（平成30年11月2日（金）より起訴事件が裁判所に係属する間）

### 3 処分年月日

平成30年11月1日（木）

### 4 事案概要

被処分者は、男子高校生の口腔内に手指を挿入し、背後から首に腕を巻き付けて絞めるなどの暴行を加えたとして、平成30年9月13日付けで逮捕された。

その後、他2件の同様の行為等に加え、平成30年10月23日付けで暴行及び千葉県の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」違反の罪で起訴されたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、休職処分とした。